

八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料

収納管理業務公募型プロポーザル実施要綱

八街市経済環境部クリーン推進課

八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務

公募型プロポーザル実施要綱

1. 目的

この要綱は、八街市が実施する「八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務」の委託にあたり、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務

(2) 業務区域

八街市役所及びその他本市が指定する場所

(3) 委託期間

契約締結の日から令和11年11月30日まで（ただし、指定ごみ袋の取扱店への納品開始は令和8年10月1日からとし、契約日締結から令和8年9月30日までは、受注管理および収納事務に関する業務の構築に関する準備期間とする。）

(4) 委託限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

本業務に係る費用は、25,344,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度額とする。

上記委託限度額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案見積書を提出する際には、上記委託限度額を超えてはならない。

(5) 業務内容

別添「八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。（企画提案により仕様書の一部を変更する場合あり。）

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(7) 委託料の支払い

委託料の支払いは、システム導入に関連する経費については、導入完了後に支払請求に基づき支払うこととし、指定ごみ袋受注管理業務および一般廃棄物処理手数料の収納業務については、月ごとの業務完了後に支払請求に基づき支払うことを基本とする。(企画提案の内容に応じて、発注者と受注者で協議する。)

(8) 企画提案書及びプロポーザル時における言語、通貨及び単位

ア) 言語 日本語

イ) 通貨 日本国通貨

ウ) 単位 計量法(平成4年法律第51号)に基づく単位

3. 参加資格要件

この業務のプロポーザルに参加する提案者(以下「参加者」という。)は、公告日から受託候補者決定の日までの間において次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく入札参加排除の認定に関する要領(昭和58年訓令第23号)による入札参加の資格制限に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、八街市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (3) 八街市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者、並びに、八街市暴力団排除条例(平成24年八街市条例第17号)第2条第3号の暴力団及び第9条第1項の暴力団員並びに暴力団密接関係者に該当しない者。また、警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状

態が継続している者でないこと。

- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (5) 本公告の日から起算して前2年間に手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は前6か月以内に手形もしくは小切手を不渡り事故を出していない者。
- (6) 本プロポーザルに係る入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 同一人が代表者となっている法人等は、重複して参加申込みをすることができない。

4. 選定スケジュール

プロポーザル実施スケジュールは、次のとおりとする。

公募開始の公告	令和7年11月7日(金)
質問受付期限	令和7年11月14日(金)
質問回答日	令和7年11月21日(金)
参加申込書の受付期間	令和7年11月25日(火)～12月1日(月)
企画提案書の受付期間	令和7年11月25日(火)～12月8日(月)
第1次審査(書類審査)結果通知(※1)	令和7年12月15日(月)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和7年12月22日(月)
第2次審査結果通知	令和7年12月26日(金)

- (※1) 企画提案書提出時点で5者以上の提出があった場合は、事前に選定委員会において提出書類等を確認・選定し、上位5者の受託候補者によるプレゼンテーションとする。

5. プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加者は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

①、②、⑤、⑥については、正本を1部、副本を11部の計12部を提出すること。④の書類については、正本を1部、副本を11部の計12部のほ

か電子媒体(PDF形式)1部を提出すること。その他の書類については、各13部提出すること。

①様式1「参加申込書」

代理人が提出する場合、又は代表者以外の印を使用する場合には、八街市入札参加者の資格審査申請時の使用印鑑届兼委任状の写しを提出すること。

②様式2「誓約書」

③会社概要

④企画提案書

ア 企画提案書は、仕様書の内容を踏まえた業務実施方針を記載し、次の項目を網羅すること。

項目	内容
本業務に関する受託意欲	本業務の趣旨・内容の理解、受託に関する意欲等
指定ごみ袋の受注管理の効率化	管理システム等を用いた指定ごみ袋の受注管理の提案（在庫管理、受注管理、配送指示など）
一般廃棄物処理手数料収納業務の運営	取扱店に対する指定ごみ袋の納品数に応じた一般廃棄物処理手数料の収納業務に関する提案 （取扱店への委託料は、一般廃棄物処理手数料の収納額と相殺して支払うものとする。）
立ち上げ支援	指定ごみ袋の有料化が円滑に行われるための支援策（業務構築支援策）
受注実績	指定ごみ袋受注管理および手数料収納業務業務の受注実績（様式3「関連業務実績」）
受託後の組織体制	事業受託後の管理責任体制・業務スケジュール等
不測の事態の対処方法	対応マニュアルの整備等
従事者への指導	効率的な業務運営を行う上での従事者への教育指導体制

イ 企画提案書は、原則A4判で、目次を除き本文にページ数を付すこ

と。

ウ 企画提案書の用紙方向は、縦長とすること。

エ 企画提案書は、両面印刷で作成すること。

オ 提案内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。

カ 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

⑤見積書

※消費税及び地方消費税を含む総額を算用数字で記入すること。

⑥経費内訳

※システム導入に係る初期費用（ランニングコストは除く）は、他の経費と分けて内訳を示すこと。

また、年度ごとにかかる経費の内訳についても示すこと。

⑦様式3「関連業務実績」

関連業務実績の証明として契約書の写しを提出する場合は、契約書の表面（契約者が証明できる部分）及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする。なお、関連業務とは、過去5年間

（令和2年11月から令和7年10月まで）における自治体が発注する本業務と類似した業務とする。

(2)受付期間

①～③ 令和7年12月1日(月) 午後4時00分まで

④～⑦ 令和7年12月8日(月) 午後4時00分まで

(3)提出方法

提出書類は、事前に電話連絡の上、提出先まで直接持参、もしくは郵送により提出すること。なお、直接持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時00分まで（八街市クリーンセンターの閉庁日を除く。）とする。郵送する場合は、期限を過ぎたものは受け付けない。（期限必着）

(4)提出先

八街市経済環境部クリーン推進課（八街市クリーンセンター内）

〒289-1138 千葉県八街市用草 5 0 0 番地

電話：0 4 3－4 4 3－6 9 3 7

(5) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(6) 提案書の提出辞退

提案の辞退は自由であり、以後、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。なお、提案を辞退する場合には、様式 4 「プロポーザル辞退届」を提出するものとする。

(7) 市から疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて市から疑義事項の照会を行う。

(8) 企画提案書等の取り扱い

① 企画提案書等の提出後の企画提案書等に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。

② 提出された企画提案書等は、一切返却しない。

③ 提出された企画提案書等は、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。

④ 提出された企画提案書等は、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられることから、原則公開しないものとするが、八街市公文書公開条例（平成 1 2 年条例第 1 号）の対象行政情報となるため、公文書公開請求や公文書公開請求訴訟のいかんによっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まないようにするか、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講じること。

(9) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

① 提出方法、提出先、提案書受付期間に適合しないもの。

② 参加資格を満たさないものから提出されたもの。

③ 提案書に記載すべき構成内容の全部又は一部が記載されていないもの。

④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。

⑥本要綱及び別途募集要項に定められた以外の手法により、選定委員会委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。

⑦その他、行為が法令違反であり、審査結果に影響を与える恐れのあるとき。

6. 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問がある場合は、様式5「質問書」により提出すること。

①提出期限

令和7年11月14日(金) 午後4時00分まで(必着)

②提出方法

担当部署メールアドレス宛に電子メールに添付して提出すること。

なお、メール件名の先頭には【八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務質問書】を付加すること。

また、やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAXもしくは持参での提出も可とする。

電子メールの送信、又はFAXの送付後は、電話による確認連絡を行うこと。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和7年11月21日(金)午後4時00分までに電子メール、又はFAXにて全質問者に対し回答する。(回答は、閉庁日及び勤務時間外には行わない。)

なお、質問に対する回答は、要綱及びその他配布された提供資料の追加、又は修正と見なす。

7. 審査方法

庁内に「八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務公募型プロポーザル選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置し、次の第1次審査、第2次審査により受託候補者を選定する。

(1) 第1次審査(書類審査)

選定委員会において、提出書類等を確認・選定し、上位５者の受託候補者を選定する。なお、参加者が５者未満の場合は、第１次審査は実施せず、すべての参加者を第１次審査通過者として扱う。

①審査方法

選定委員会において、別に定める「八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務審査基準」（以下「基準表」という。）に基づき審査するものとする。

②結果通知

審査結果について、令和７年１２月１５日(月)までに、結果の如何にかかわらず書面にて通知するものとする。

③その他

契約の相手方に特定されなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して７日以内に説明を求めることができるものとする。ただし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じないものとし、審査結果の異議申し立ては受け付けないものとする。なお、第１次審査の審査結果は第２次審査に持ち越さないものとする。

(２)第２次審査（提案プレゼンテーション及びヒアリング）

第１次審査にて選定された者は、提案説明書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。得点の最も高い参加者を受託候補者として、次に得点が高い参加者を次点候補者として選定する。

ただし、得点と同じ参加者が二者以上ある場合は、見積金額の低い候補者を受託候補者とし、当該見積金額も同額である場合には、くじ引きにより受託候補者を決定するものとする。

第２次審査の日時及び場所の詳細については、第１次審査の結果通知の際に通知するものとする。

①提案プレゼンテーションの実施概要

ア 日時 令和７年１２月２２日（月）午前１０時

イ 場所 八街市役所第１会議室(第１庁舎３階)

千葉県八街市八街は３５番地２９

ウ 人数 ３名以内

エ 提案内容の説明

提出した提案説明書に基づき説明するものとし、企画提案書に添付していない資料を新たに提出することはできないこととする。また、説明者は、業務を受注した場合の実務担当者とする。

オ プレゼンテーション時間

- ・参加者からの説明時間 20分以内
- ・八街市からの質問時間 10分以内

カ 機器類の準備

プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、当市が準備する。
その他、必要な機器は参加者が用意するものとする。

②審査方法

選定委員会において、別に定める基準表に基づき審査するものとする。
なお、参加者が1者のみの場合であってもプロポーザルを実施する。ただし、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定しないものとする。

③結果通知

審査結果については、令和7年12月26日(金)までに結果の如何にかかわらず書面にて通知するものとする。

④その他

契約の相手方に特定されなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から令和8年1月9日(金)16時まで説明を求めることができるものとする。ただし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じないものとし、審査結果の異議申し立ては受け付けないものとする。

8. 審査選定結果の公表

選定結果の公表は八街市のホームページに掲載することとする。

9. 契約の締結

優先交渉権者の提案内容を協議し、調整すべき内容の精査を行ったうえで仕様書に変更又は追加等を行うことができる。その仕様書に基づき、契約を締結する。

ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合、次点の者と同様の協議を行う。

10. 参加者等の失格

参加者及び優先交渉権者と決定した業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加、または優先交渉権者の決定を取り消すことができる。

- (1) 委託契約以前に八街市長から指名停止を受けた場合
- (2) 企画提案書作成等に係る不正行為が認められた場合
- (3) 見積額が委託限度額を超えた場合

11. その他

- (1) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。
- (3) 本プロポーザルに関し、提出された書類等は、本件以外の目的で使用しない。

12. 事務局

本プロポーザルにおける事務局は、八街市経済環境部クリーン推進課に置く。

- (1) 担当部署：八街市経済環境部クリーン推進課
- (2) 担 当 係：クリーン推進係
- (3) 所 在 地：〒289-1138 千葉県八街市用草500番地
- (4) 連 絡 先：(電 話) 043-443-6937
(FAX) 043-443-1738
- (5) 電子メール：clean_c@city.yachimata.lg.jp